

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 30 年法律第 60 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表する。

令和元年 8 月 9 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長 児玉敏雄

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

実施方針

令和元年8月9日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

はじめに

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は本事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的にこれを実施するため、P F I法に基づく事業として実施することを予定している。

P F I法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定、以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施方針を定め、ここに公表する。

目次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
(1) 事業内容に関する事項.....	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項.....	9
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方.....	9
(2) 選定の手順及びスケジュール.....	10
(3) 入札の公告.....	10
(4) 入札説明書に対する質問・回答.....	10
(5) 参加表明書、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送.....	10
(6) 提案書の受付.....	11
(7) 入札参加者の備えるべき参加資格.....	11
(8) 審査及び選定に関する事項.....	15
(9) 落札者を選定しない場合.....	16
(10) 契約に関する基本的な考え方.....	17
(11) 提出書類の取扱い.....	17
3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
(1) 予想される責任及びリスクの分類並びに原子力機構・選定事業者間での分担.....	18
(2) 提供されるサービス水準.....	18
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項.....	18
(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項.....	19
4. 立地並びに規模及び配置に関する事項.....	19
(1) 立地に関する事項.....	19
(2) 土地に関する事項.....	19
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	19
(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方.....	19
(2) 管轄裁判所の指定.....	20
6. 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	20
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	20
(2) 原子力機構の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	20
(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合.....	20
(4) 融資機関（融資団）と原子力機構の協議.....	20
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	21

(2) 財政上、金融上の支援に関する事項.....	21
(3) その他の支援に関する事項.....	21
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	21
(1) 情報公開及び情報提供.....	21
(2) 入札に伴う費用負担.....	21

添付資料

1. 事業計画地案内図・位置図
2. 基本計画図
3. リスク分担表（案）

様式

1. 実施方針等説明会参加申込書
2. 質問書

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

2) 事業に供される公共施設等の種類等

ア 公共施設等の種類

研究施設

イ 公共施設等の立地条件

瑞浪超深地層研究所

位 置	岐阜県瑞浪市明世町山野内 1-64
敷地面積	約 78,000 m ² 敷地形状については、添付資料 1 による

3) 公共施設等の管理者等の名称

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長 児玉 敏雄

4) 事業目的

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、岐阜県瑞浪市で実施している超深地層研究所計画（以下「本計画」という。）において、結晶質岩（花崗岩）を対象に地質環境の評価のための体系的な調査・解析・評価技術の基盤の整備と、深地層における工学技術の基盤の整備を目的として、深地層の科学的研究を実施している。本計画を基に、原子力機構東濃地科学センターに瑞浪超深地層研究所（以下「研究所」という。）を設置し、瑞浪市から賃貸借した市有地（以下「研究所用地」という。）に深度 500m の 2 本の立坑（主立坑及び換気立坑）と 100m 毎の水平坑道等を整備するとともに、正馬様用地では既存のボーリング孔などを用いた断層周辺の地下水の研究等を実施している。

原子力機構の第 3 期中長期計画において、超深地層研究所計画については、土地賃貸借期間の終了までに埋め戻しができるようにという前提で考え、坑道埋め戻しなどその後の進め方について令和元年度末までに決定するとしており、先日、埋め戻し工程案を公表した。

本事業は、その工程案を踏まえ、研究所の坑道の埋め戻しに伴う地下水環境の回復過程を把握するため、研究所用地内及び周辺において環境モニタリング調査を実施する

とともに、瑞浪市との土地賃貸借期限である令和4年1月16日までに研究所の坑道の埋め戻し及び地上に設置された施設の撤去を完了し、研究所周地の原状回復を行う。併せて、地上からのボーリング孔の閉塞（観測機器の撤去を含む）と環境モニタリング調査後の設備の撤去を実施するものである。

これらの業務に対し、民間の資金及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的にこれを実施する。

本事業の主な目的は、次のとおりである。

- ・坑道の埋め戻しに伴う地下深部の地下水環境の回復過程及び周辺環境への影響を確認するための環境モニタリング調査として、必要となる水質・水圧データを取得する地下水観測を実施する。
- ・坑道を適切に埋め戻すと同時に、地上に設置された施設を撤去し、研究所周地を原状回復する。また、研究所周地内及び周辺に設置されている地上からのボーリング孔を閉塞するとともに、立坑坑口の基礎コンクリート等を撤去する。

5) 本事業の埋め戻し、撤去範囲

本事業では、本計画のうち下記の範囲の瑞浪超深地層研究所を構成する坑道の埋め戻し、地上及び坑内の既存設備等の撤去、地上からのボーリング孔の閉塞を実施する。なお、詳細は後日公表予定の要求水準書（案）に定めるものとする。

ア 坑道の埋め戻し

主立坑：内径 6.5m、深さ 500m

換気立坑：内径 4.5m、深さ 500m

予備ステージ：深度 100m 毎に主立坑と換気立坑を連結
(両立坑中心距離 40m×5箇所)

深度 300m ステージ：長さ約 170m

深度 500m ステージ：長さ約 430m

総埋戻し容積：約 36,000m³

坑内設備（電気設備、換気設備、排水設備、配管、ケーブル等）

イ 地上施設の撤去

櫓設備（主立坑：高さ約 26m、換気立坑：高さ約 19m）

櫓防音ハウス（主立坑：高さ約 31m、換気立坑：高さ約 23m）

巻上機室（例：スカフォード巻上機：直径 3.0m、ワイヤーロープ直径 47.5mm）

コンクリートプラント（高さ約 20m）

コンプレッサー室

受変電設備

非常用常用発電設備（ディーゼルエンジン発電機 2 台）

排水処理設備（濁水処理設備、ふっ素除去設備、ほう素除去設備）

掘削土堆積場（掘削土の一部は埋め戻しに利用）
管理棟（鉄骨造3階建て、延床面積約1,500m²）
車庫棟（鉄骨造平屋建て、延床面積約140m²）
既存設備（用地周辺付帯設備等）

ウ 基礎コンクリート等の撤去

主立坑及び換気立坑坑口基礎部
主立坑及び換気立坑巻上機室基礎
コンクリートプラント基礎
受変電設備基礎
排水処理設備基礎
管理棟及び車庫棟基礎
鋼管杭（主立坑櫓バックステー、主立坑及び換気立坑巻上機室、コンクリートプラント）

エ 地上からのボーリング孔の閉塞

研究所用地内：MSB-1号孔（掘削延長：201.0m）
MSB-2号孔（掘削延長：180.0m）
MSB-3号孔（掘削延長：199.0m）
MSB-4号孔（掘削延長：99.0m）
MIZ-1号孔（掘削延長：1300.0m）
05ME06号孔（掘削延長：304.4m）

正馬様用地：AN-1号孔（掘削延長：1010.2m）
AN-3号孔（掘削延長：408.0m）
MIU-1号孔（掘削延長：1014.0m）
MIU-2号孔（掘削延長：1012.0m）
MIU-3号孔（掘削延長：1014.0m）
MIU-4号孔（掘削延長：685.0m）

研究所用地周辺：DH-2号孔（掘削延長：501.0m）
DH-3号孔（掘削延長：1,011.4m）
DH-7号孔（掘削延長：1010.0m、観測機器の撤去のみ）
DH-10号孔（掘削延長：1012.3m）
DH-11号孔（掘削延長：1012.1m）
DH-13号孔（掘削延長：1015.1m）
DH-15号孔（掘削延長：1012.0m）

6) 事業概要

選定事業者は、PFI法に基づき、民間企業ならではの創意工夫を発揮し、坑道の埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去並びにこれらを実施する上で必要な関連業務を行う。なお、詳細は後日公表予定の要求水準書（案）に

定めるものとする。

選定事業者の行う業務は、次のとおりとする。

ア 事業内容

①坑道埋め戻し及び原状回復業務

- i) 坑道埋め戻し業務
- ii) 地上設備等撤去業務
- iii) 坑道維持及び埋め戻し設備の点検保守・運転・維持管理業務
- iv) 排水処理設備運転・監視業務
- v) 前施工業者からの業務の引継ぎ
- vi) その他必要となる業務(作業の安全及び環境管理、作業計画の策定、品質管理、作業報告等)

②環境モニタリング調査業務

- i) 研究所用地周辺の井戸における地下水位調査業務
- ii) 研究所用地周辺河川流量測定業務
- iii) 研究所からの排出水、立坑湧水及び狭間川の水質分析業務
- iv) 研究所用地周辺騒音・振動調査業務
- v) 研究所用地周辺土壌調査業務
- vi) 地下水観測システムの整備・維持管理業務
- vii) 研究所用地内並びに研究所用地周辺のボーリング孔等における水圧・水質観測業務
- viii) 研究所用地、正馬様用地、瑞浪地科学研究館、瑞浪国際地科学交流館における植栽等構内維持管理業務
- ix) 前実施者からの業務の引継ぎ
- x) その他必要となる業務(作業の安全・環境管理、作業計画の策定、品質管理、作業報告等)

③モニタリング設備等撤去業務

- i) 研究所用地内及び研究所用地周辺のボーリング孔の観測機器等の撤去及びボーリング孔の閉塞措置業務
- ii) 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務
- iii) 研究所用地整地業務
- iv) 立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務期間中の環境影響調査業務(井戸における地下水位調査、河川流量測定調査、狭間川の水質分析、騒音・振動調査)

- v) その他必要となる業務（作業の安全・環境管理、作業計画の策定、品質管理、作業報告等）

ただし、次の業務については業務範囲に含まない。

- ・原子力機構が独自に実施する又は他機関等と共同で実施する業務
- ・原子力機構事務所の退去
- ・原子力機構が行う許認可等の手続き

イ 選定事業者への対価の支払い

本事業は、いわゆるサービス購入型により実施するものとし、原子力機構は、本事業の実施の対価（以下「サービス対価」という。）として、事業期間にわたり下表に示す支払方法に基づき、選定事業者に対して支払うものとする。

費用	支払方法
サービス対価の支払総額	事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。
埋め戻し及び原状回復に係る対価	埋め戻し及び原状回復期間中に選定事業者に対し、事業契約に定める額を本件埋め戻し及び施設撤去に係る対価の一部として支払う。 また、当該年度に支払うことができない対価（支払残額）は、事業契約に定める額を、選定事業者に対し、当該年度の支払い上限を超えない金額を支払うこととする。
その他の対価	事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。

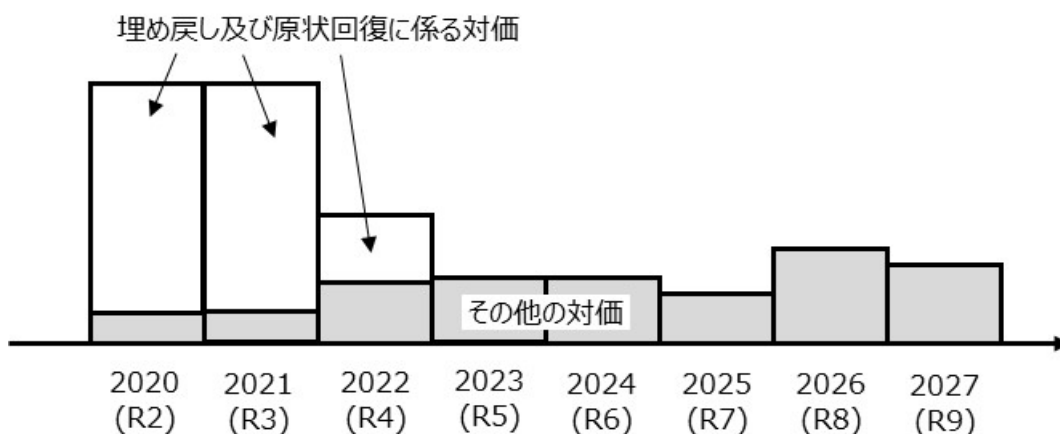


図1 サービス対価支払イメージ

注) 上図の各対価の内訳は、あくまでもイメージであり、実際の関係を示したものでないこと

とに留意すること。

7) 事業の枠組

本事業では、選定事業者が研究所の坑道の埋め戻しや施設・設備の撤去等を実施するとともに、研究所周内及び周辺において環境モニタリング調査を実施する。さらには、ボーリング孔を閉塞するとともに、環境モニタリング調査終了後に基礎コンクリート等の撤去を実施する。ただし、施設等の所有権の移転は行わない。

8) 事業期間等

事業期間は、事業契約締結の日から令和10年3月31日までの約8年間とする。

9) 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和2年3月	選定事業者との事業契約締結
令和2年4月～令和2年5月	前施工業者からの引継ぎ期間
令和2年5月～令和4年1月	坑道埋め戻し及び原状回復業務の期間
令和2年5月～令和8年12月	環境モニタリング調査業務の期間
令和2年5月～令和10年3月	モニタリング設備等撤去業務の期間
令和9年1月～令和10年3月	このうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務、研究所周地整地業務の期間
令和10年3月	事業契約の完了

10) 事業に必要と想定される根拠法令等

ア 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、次に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

- ① 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法
- ② 独立行政法人通則法
- ③ 労働基準法
- ④ 労働安全衛生法
- ⑤ 環境基本法
- ⑥ 水質汚濁防止法
- ⑦ 土壌汚染対策法
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑨ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ⑩ 建設工事公衆災害防止対策要綱

- ⑪ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑫ 原子力機構東濃地科学センター事業所規則
- ⑬ 本事業を行うに当たり必要とされるその他すべての関係法令・規則、条例等

イ 地域との協定書

本計画の実施に当たり、次に掲げる岐阜県、瑞浪市、土岐市との協定書を締結している。

選定事業者は、協定書の内容を踏まえた上で、事業を実施する。

- ① 東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書
(岐阜県、瑞浪市、土岐市)
- ② 土地賃貸借契約に係る協定書 (瑞浪市)
- ③ 瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書 (岐阜県、瑞浪市)

上記の協定については、原子力機構東濃地科学センターの下記ホームページに掲載している。

掲載 URL : <https://www.jaea.go.jp/04/tono/kyoute/kyoute.html>

1 1) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、選定事業者は、土地賃貸借期限(令和4年1月)までに埋め戻し及び原状回復を終え、環境モニタリング調査終了後に基礎コンクリート等を撤去して整地し、入札説明書等に示す良好な状態で速やかに引き渡すものとする。

1 2) 実施方針等に関する説明会の実施

原子力機構は、実施方針の公表後(以下、実施方針公表の際に原子力機構が公表する書類一式を「実施方針等」という。)、本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について原子力機構の考え方を提示する。実施方針等に関する説明会は、次の要領で行う。

ア 日時及び場所

- ① 開催日時 : 令和元年8月21日(水)14時00分～15時00分
- ② 開催場所 : 原子力機構 東濃地科学センター
瑞浪国際地科学交流館 1階 会議室
〒509-6133 岐阜県瑞浪市明世町戸狩 36番地の8
- ③ 当日連絡先 : 原子力機構 核燃料・バックエンド研究開発部門
東濃地科学センター 地層科学研究部 研究計画調整グループ
電話 0572-66-2244

イ 参加申込方法

説明会への参加希望者は、「実施方針等説明会参加申込書」(様式1)に必要な事項を

記入し、令和元年 8 月 20 日（火）17 時まで、電子メールにより提出すること。

電子メール： mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp

※ 説明会当日は、実施方針等の資料を配布しないので、原子力機構のホームページからダウンロードして各自持参すること。

1 3) 実施方針等に関する質問受付、実施方針等に関する質問回答公表

原子力機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 地層科学研究部 研究計画調整グループにおいて、実施方針等に対する民間事業者からの質問（意見も含む）を受け付ける。質問回答は次の要領にて行う。

[実施方針等に関する質問の提出]

ア 受付期間：令和元年 8 月 9 日（金）～8 月 30 日（金）16 時まで

イ 提出方法：実施方針等に記載の内容に関して質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書」（様式 2）に記入の上、提出のこと。

質問書は電子ファイル（Excel2013 に対応した形式とする。）とし、当該電子ファイルを添付した電子メールにて提出のこと。

なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。

宛 先：原子力機構 核燃料・バックエンド研究開発部門
東濃地科学センター 研究計画調整グループ
電子メールのあて先は上記 1 2) のイに同じ。

ウ 回 答：質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和元年 9 月 20 日（金）までに日本原子力研究開発機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。

掲載 URL：https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/ 等

1 4) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、実施方針等を変更することがある。

1 5) 要求水準書（案）に関する質問受付

令和元年 8 月下旬に要求水準書（案）を公表予定であり、1 3) と同様に要求水準書（案）の質問を受け付ける。受付期限等の詳細については、要求水準書（案）の公表時に示す。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

原子力機構は、次の評価基準に基づき、原子力機構自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去が同一水準にある場合において、原子力機構の財政負担の縮減が期待できること。

イ 原子力機構の財政負担が同一水準にある場合において、坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去の水準の向上が期待できること。

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出に関する定量的評価

イ P F I 事業として実施することの定性的評価

ウ 上記ア及びイを見込んだV F M (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、速やかに原子力機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去の各業務を通じて、選定事業者により効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、落札者の選定に際しては幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。そのため、落札者の選定に当たっては、坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去に係る対価の額並びに坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去に係る能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価落札方式）を行う予定である。

落札者の選定は2段階により実施し、第1段階は第一次審査（競争参加資格確認審査）、第2段階は第二次審査（提案内容審査）を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定にあたっての手順及びスケジュール（予定）は、次のとおりである。

ただし、自治体との今後の計画の調整状況によっては、スケジュールを変更する可能性がある。

令和元年 9月頃	特定事業の選定
令和元年 9月頃	入札公告、入札説明書等の公表
令和元年 9月頃	入札説明書等に関する質問受付
令和元年 10月頃	入札説明書等に関する質問回答
令和元年 10月頃	第一次審査書類の受付
令和元年 10月頃	第一次審査結果の通知
令和元年 12月頃	第二次審査書類の受付
令和 2年 2月頃	落札者の選定
令和 2年 2月頃	基本協定の締結
令和 2年 3月頃	事業契約締結

(3) 入札の公告

実施方針等（後日公表予定の要求水準書（案）も含む）に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）等）を公表する。

なお、本事業は、平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO 政府調達協定」という。）の対象であり、「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程」等に基づいて実施する。

(4) 入札説明書に対する質問・回答

入札の実施に関する具体的事項は入札説明書において示す。

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

(5) 参加表明書、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送

本事業への応募者に対しては参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。（以下、応募者のうち入札参加資格があると認められた者を「入札参加者」という。）なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等により提示する。

(6) 提案書の受付

入札参加者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、原子力機構が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うこともある。なお、提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等により提示する。

(7) 入札参加者の備えるべき参加資格

1) 入札参加者の参加要件等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員」という。）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、2.(10)2)に示す特別目的会社に必ず出資する者であること。入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、次の要件を満たすこと。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、本事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社として明記し、次の要件を満たすこと。

なお、原子力機構が発注した本事業に係る設計業務（全体設計含む）に従事した企業は、本事業に入札参加者又は協力会社として参加できないものとする。

また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 原子力機構又は文部科学省（以下「文科省」という。）における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、原子力機構の「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「東海・北陸地区」において受けていないこと。

エ 原子力機構が本事業について、本事業のアドバイザー業務を委託する三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、その協力会社である、ジーアイピーコンサルティング株式会社若しくは弁護士法人御堂筋法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

オ 入札参加企業、入札参加グループの構成員若しくはその協力会社又はこれらの企

業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

カ 2. (8) において定める P F I 事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう（上記エ、オについても同様）。

キ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役。

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名取締役名委員会等設置会社における取締役。

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役。

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。

ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役。

iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同

会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

iv) 組合の理事。

v) その他業務を執行する者であって、i) からiv) までに掲げる者に準ずる者。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③その他の入札の適正さが阻害される場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ク 警察当局から、原子力機構に対し、暴力団が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

2) 各業務の参加資格

ア 坑道埋め戻し及び原状回復、モニタリング設備等撤去にあたる者は、次の要件を満たすこと。

① 審査値

施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、原子力機構又は文科省における土木一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が次の点以上であること。

土木一式工事 1,200点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

② 工事实績

平成11年度以降に元請として、次の(ア)及び(イ)に示す工事(共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、出資率20%以上の場合に限る)の施工実績を有すること(令和2年3月31日までに完了見込みの工事を含む。ただし、(ア)及び(イ)の工事实績は同一の契約でなくても良い)。

なお、実績は日本原子力研究開発機構(旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構)、原子力事業者(※1)、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等(※2)、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

(ア) 直径3.0m以上、水平総延長1,200m以上の道路、鉄道、導水路等のトンネ

ル掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。

(イ) 直径 3.0m以上、深さ 50m以上の立坑（高低差が 50m以上の斜坑を含む）の掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。

③ 配置予定技術者

(ア) 資格

資格は、以下の i) 及び ii) に該当すること。

i) 専任で配置できること。

ii) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）で監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(イ) 工事経験

平成 11 年度以降で元請けとして次の i) 及び ii) に示す工事（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、出資比率 20%以上の場合のものに限る）の施工実績を有すること（令和 2 年 3 月 31 日までに完了見込みの工事を含む。ただし、i) 及び ii) の工事实績は同一の契約でなくても良い）。

なお、実績は日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（※1）、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等（※2）、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

i) 直径 3.0m以上、水平総延長 850m以上の道路、鉄道、導水路等のトンネル掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。

ii) 直径 3.0m以上、深さ 35m以上の立坑（高低差が 35m以上の斜坑を含む）の掘削工事（※3）又は埋め戻し工事業務実績を有すること。

④ 「モニタリング設備等撤去」に係る業務のうち「ボーリング孔の閉塞」業務を担うものは、測定機器の状況や機器撤去、ボーリング孔の閉塞に関する技術及び知識を有していることとする。

※1：原子力事業者

電気事業法第 2 条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 44 条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者。

原子炉等規制法第 13 条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者。

原子炉等規制法第 23 条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 43 条の 4 の規定に基づいた貯蔵の事業の許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 51 条 2 の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者。

原子炉等規制法第 52 条の規定に基づいた使用の許可を受けた事業者。

※2：旧公団等とは、民営化によって組織された、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)などで、民営化後の発注案件も業務実績とすることができる。

※3：開削工法、シールド工法、ケーソン工法を除く掘削工事とする。

イ 環境モニタリング調査に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- ① 河川流量や水質分析、騒音測定、土壌調査等の環境調査が実施できる技術及び知識を有していること。また、分析結果については計量証明書を発行できること。
- ② 植栽管理に関する技術及び知識を有していること。
- ③ データ取得に必要な研究坑道内における作業(坑道壁面調査、ボーリング調査等)の実績を有するとともに、ボーリング孔を利用した調査、測定機器の設置、モニタリングが実施できる技術及び知識を有していること。また、水質分析は、ISO9001 の認証を受けている試験所で実施可能であること。

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、原子力機構と協議を行い、原子力機構の書面による承諾を得た場合に限り変更を認める。また、落札者については、事業契約締結までに上記 1) 及びア～エの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。入札参加資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

(8) 審査及び選定に関する事項

1) 提案書の審査に関する基本的考え方

民間事業者の選定に当たり、原子力機構に学識経験者・有識者等で構成する P F I 事業審査委員会を設置する。P F I 事業審査委員会は、提案内容審査における評価項目の検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

なお、落札者決定基準は入札説明書等において提示する。

2) 審査手順等に関する事項

審査は、総合評価落札方式によることとし、第一次審査と第二次審査の 2 段階に分けて実施する。

P F I 事業審査委員会は、入札価格や坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去能力並びにその他の条件等を総合的に評価する。

原子力機構はP F I 事業審査委員会での提案内容評価及び価格評価の結果から総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い提案をした入札参加者を落札者とする。

P F I 事業審査委員会において、落札者を選定するまでの間に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記（7）1）アの規定に基づく入札参加者の制限又は原子力機構から指名停止措置を受けた場合には選定しない。

各審査の主な項目は次のとおりとし、具体的な評価基準については入札説明書等において示す。

ア 第一次審査（競争参加資格確認審査）における審査の項目

- ① 入札参加者の構成等の適正審査
- ② 入札参加者及び協力会社の参加要件の適正審査
- ③ 入札参加者及び協力会社の資格等要件の適正審査

イ 第二次審査（提案内容審査）における審査の項目

- ① 入札金額の適格審査
- ② 基礎項目の適正審査
- ③ 加点項目の審査
- ④ 基礎項目の適正審査、加点項目の審査及び入札金額から、総合評価値を求めて落札者を選定する。

※入札参加者に対して提案内容等に関するヒアリングを実施することもある。

3) 選定結果の公表

原子力機構はP F I 事業審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を選定した場合には、その結果を速やかに原子力機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。

(9) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価・選定に係る過程の中で、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も予定価格を超過する等の達成が見込めない等の理由により、本事業をP F I 事業として実施することが適当でないと判断された場合等には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取消す。

特定事業の選定を取り消す場合には、この旨を速やかに公表する。

(10) 契約に関する基本的な考え方

1) 事業契約の概要

事業契約は、坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去業務を包括的かつ詳細に規定する令和10年3月までの契約となる。なお、事業契約書（案）については入札説明書とともに公表する。

2) 特別目的会社の設立

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

この場合、原子力機構は、落札者と坑道埋め戻し及び原状回復、環境モニタリング調査、モニタリング設備等撤去業務の遂行に当たって必要となる事項等を規定した基本協定を締結する。その後、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は100%とする。すべての出資者は、契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、原子力機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(11) 提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他原子力機構が必要と認める場合には、原子力機構は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書については、PFI法第11条に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出を受けた書類等は返却しない。

2) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、周辺環境調査方法、環境モニタリング調査方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類並びに原子力機構・選定事業者間での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、原子力機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、原子力機構が責任を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

原子力機構と選定事業者の責任分担は、「リスク分担表（案）」（添付資料3）で示した分担によることを想定している。

ただし、民間事業者からの意見等により、入札公告までにリスクの明確化や分担の変更等を行うことがある。原子力機構と選定事業者の責任分担は、これらの手続を踏まえて、入札公告時に公表する事業契約書（案）において定める。

3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原子力機構又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則として、責任を負う者が全額負担することとする。また、原子力機構及び選定事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札公告時に公表する事業契約書（案）において定める。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として入札説明書と併せて提示する。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、事業契約の履行を確保するために、次のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 有価証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 金融機関等の保証

- ・施設整備期間中における履行保証保険契約等による保証措置

(4) 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

1) モニタリングの目的

原子力機構は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される要求水準を達成しているか否かを確認するためにモニタリングを行う。

2) モニタリングの実施時期

事業のモニタリングは、坑道埋め戻し及び原状回復時、環境モニタリング調査時、モニタリング設備等撤去時の各段階において実施する。

3) モニタリングの結果に対する措置

モニタリングの結果は、原子力機構から事業者に対して支払額の算定及び支払時期の基準となり、要求水準書に提示される水準を下回る場合には、支払の延期や支払減額、改善勧告、契約解除等の対象となる。

改善勧告や支払減額等のモニタリングに係る詳細な手続き等については入札説明書等において示す。

4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

立地条件は、1. (1) 2) イに示すとおり。その他詳細の条件は要求水準書にて提示する。

(2) 土地に関する事項

研究所用地については、瑞浪市と土地賃貸借契約に係る協定書を締結している。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、原子力機構と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6. 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由について、選定事業者の責めに帰すべき事由による場合、原子力機構の責めに帰すべき事由による場合、いずれの責めにも帰さない不可抗力等の事由による場合等に分けて、それぞれの措置を事業契約において規定するものとする。基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行が生じた場合、原子力機構は、事業契約の規定に基づき、事由に応じて、選定事業者に対して、一定期間を定めて催告を行った後、又は直ちに事業契約を解除することができるものとする。
- 2) 前項により原子力機構が事業契約を解除した場合、原子力機構は事業契約に定めるところに従い、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 原子力機構の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 原子力機構の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- 2) 前項にかかわらず、原子力機構は事業契約に定める一定期間より前に通知を行うことにより、事業契約の解除を行うことができる。
- 3) 前各項により事業契約が解除される場合、原子力機構は、選定事業者に生じる損害を事業契約に基づき賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 不可抗力その他原子力機構又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、原子力機構は事業契約に基づき、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2) 前項により事業契約が解除される場合、原子力機構は、選定事業者に生じる損害を事業契約に基づき負担するものとする。

(4) 融資機関（融資団）と原子力機構の協議

原子力機構は、選定事業者からの要請に基づき、本事業の継続性をできるだけ確保する

目的で、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

（1）法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

（2）財政上、金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の措置等は想定していない。

（3）その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- 1) 事業実施に必要な許認可等に関し、原子力機構は必要に応じて協力を行う。
- 2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、原子力機構と選定事業者で協議を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

（1）情報公開及び情報提供

特定事業の実施手続きに関する情報提供は、適宜、原子力機構ホームページへの掲載等、適切な方法により行う。

（2）入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

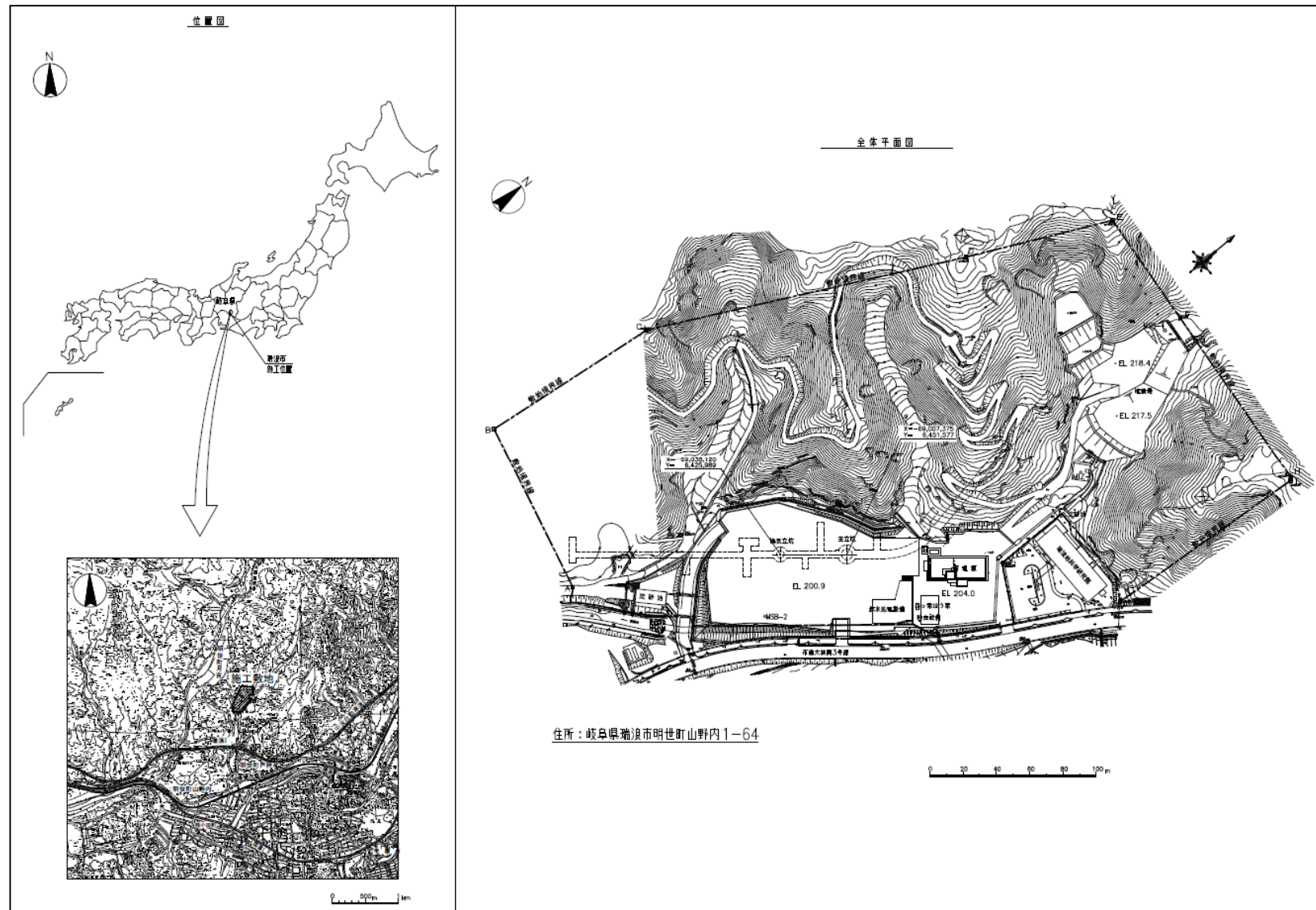
原子力機構 核燃料・バックエンド研究開発部門

東濃地科学センター 地層科学研究部 研究計画調整グループ

電子メール： mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp

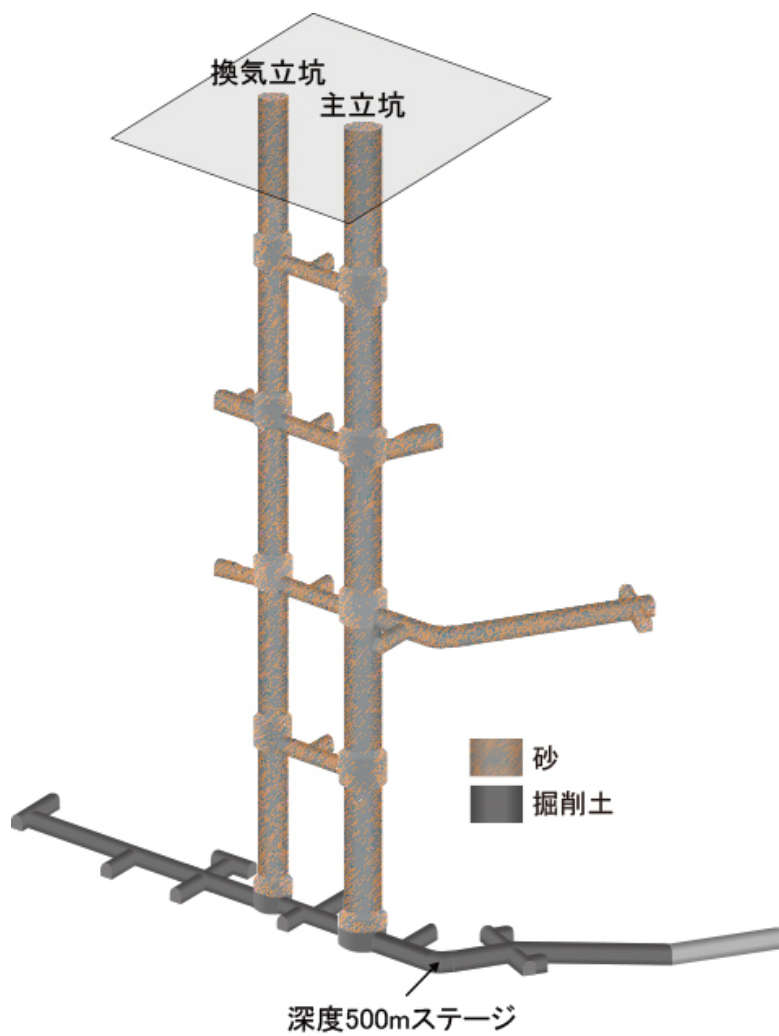
なお、本実施方針の内容に関して、電話及び FAX による質問・意見は受け付けない。

添付資料 1



事業計画地案内図・位置図（瑞浪超深地層研究所）

添付資料 2
基本計画図



本事業における坑道の埋め戻し範囲
(深度 500m 冠水坑道及び研究アクセス南坑道の一部横坑の埋め戻しは、
本事業の対象外)

添付資料3 リスク分担表 (共通事項)

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				機構	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書に誤りや原子力機構の理由による変更に関するもの	○	—
制度関連リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更（税制度を除く）、新たな規制立法の成立など	○	—
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更（税制度を除く）や新規立法	—	○
		4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	—
	税制変更リスク	5	法人税に関する変更	—	○
		6	消費税、法人税以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	—
		7	事業管理者として原子力機構が取得すべき許認可の遅延	○	—
	許認可等リスク	8	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延	—	○
		9	政策変更（事業の取りやめ、その他）等による事業への影響	○	—
	社会リスク	住民対応リスク	10	本事業に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			選定事業者が行う調査、埋め戻しに関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応	—	○
調整リスク		12	地元自治体との調整に伴う、本事業に係る業務内容、事業条件等の変更によるもの	○	—
環境リスク		13	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応	—	○
第三者賠償リスク		14	選定事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理、水質調査、環境観測の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	—	○
		15	原子力機構の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	—
		16	想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務、モニタリング業務の変更によるもの	○	△
経済リスク	資金調達リスク	17	事業に必要な資金の確保（事業者負担分）	—	○
	物価変動リスク	18	埋め戻し・原状回復に係る物価変動	△	○
		19	維持管理、その他業務の物価変動	△	○
	金利変動リスク	20	事業契約締結から最初の基準金利決定日までの金利変動による事業者の経費増減によるもの	○	—
		21	基準金利決定日以降の金利変動による事業者の経費増減によるもの	○	○

リスク分担表（坑道埋め戻し及び原状回復、基礎コンクリート等撤去に関する事項）

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				機構	事業者
測量・調査リスク		22	原子力機構が提供する図面等に重大な誤りがあった場合	○	—
		23	選定事業者が実施した調査等に不備があった場合	—	○
		24	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	—
計画リスク	設計リスク	25	選定事業者が実施した設計に不備があった場合	—	○
		26	原子力機構が実施した設計に不備があった場合	○	—
	計画変更リスク	27	原子力機構の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	—
工事リスク	工事費増加リスク	28	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	—	○
		29	原子力機構の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	—
	工期遅延リスク	30	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	—	○
		31	原子力機構の責めに帰すべき事由により、契約期日までに埋め戻し工事が完了しない場合	○	—
用地リスク	用地の瑕疵リスク	32	原子力機構が事前に把握していた、又は公表した調査結果等資料により予見できない土壌汚染、地質障害、地中障害物が発生した場合	○	—
工事監理リスク		33	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○
要求性能未達リスク		34	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合	—	○
技術進歩リスク		35	技術進歩に伴い、埋め戻し・原状回復の内容に変更が必要となる場合	○	—

リスク分担表（環境モニタリング調査等、ボーリング孔の閉塞に関する事項）

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				機構	事業者
維持管理 水質観測 環境調査 リスク	要求水準未 達リスク	36	選定事業者の行う維持管理、環境調査、水質 観測業務の内容が契約書に定める水準に達 しない場合	—	○
	性能リスク	37	原子力機構が本事業とは別に行った工事・業 務等に伴う施設設備機器の性能の低下	○	—
		38	施設・設備機器の通常劣化等による性能の低 下	—	○
	施設瑕疵 リスク	39	事業期間中に施設の瑕疵が発見された場合 (事業前に整備した施設)	○	—
		40	事業開始後に選定事業者により埋め戻し、原 状回復等したものの瑕疵が発見された場合	—	○
	費用増加 リスク	41	原子力機構の要因（業務内容、対象範囲の変 更指示等）による維持管理、水質観測及び環 境調査費の増加	○	—
		42	原子力機構の要因以外の要因による維持管 理、水質観測及び環境調査費の増加（不可抗 力、物価変動等、他のリスク分担項目に含ま れるものを除く）	—	○
	施設損傷 リスク	43	施設・設備の劣化に対して、選定事業者が適 切な維持管理、水質観測、環境調査業務を実 施しなかったことに起因する施設の損傷	—	○
		44	原子力機構の責めにより施設・設備が損傷し た場合	○	—
		45	選定事業者の責めにより施設・設備が損傷し た場合	—	○

実施方針等説明会参加申込書

「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業」の実施方針等に関する説明会に参加を申し込みます。

会社名	
所在地	
所属／役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
参加者名	(所属／役職) (氏名)
	(所属／役職) (氏名)

- 注) 1. 説明会の参加者は1社あたり2名以内とする。ただし、会場の定員を超過した場合には、減員をお願いする場合がある。
2. 提出方法は、電子メール（ファイル添付）にて、日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 研究計画調整グループ（宛先：mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp）に、令和元年8月20日（火）17時までに提出すること。電子メールの件名欄に、「【瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業】実施方針等に関する説明会参加申込書」と記入すること。なお、ファイル形式はMicrosoft Wordとする。

実施方針等に関する質問書

「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業」に関する実施方針及び添付資料について、質問事項がありますので、提出します。

提出者 (連絡先)	会社名	
	所在地	
	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

質問番号	資料名	箇所					項目	質問内容
		頁	数	(数)	数)	カナ		

※文章はできるだけ、簡潔なものとすること。
 ※質問は、本様式に応じて行数又は枚数を増やし、「質問番号」の欄に通し番号を記入すること。(列は増やさないこと。)
 ※提出方法は、電子メール(ファイル添付)にて、日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 地層科学研究部 研究計画調整グループ(宛先:mizunami-backfill-pfi@jaea.go.jp)に、8月30日(金)16時までに提出すること。電子メールの件名欄に、「【瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業】実施方針等に関する質問書」と記入すること。(ファイル形式はExcel2013に対応したもの、ファイルサイズは1MB以内、フォントはMSゴシックとする。)